

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の
一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方
「衛星コンステレーションによる携帯電話向け2GHz帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備」
(意見募集期間：令和6年10月12日（土）～同年11月11日（月）)

【提出意見件数(意見提出者数):5件】

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1-1	KDDI株式会社	全般	<p>本省令等改正案は、情報通信審議会から「非静止衛星を利用する移動衛星通信システムの技術的条件」のうち「衛星コンステレーションによる携帯電話向け2GHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について一部答申された内容に沿ったものであることから賛同いたします。</p> <p>衛星ダイレクト通信の実現によって、既存の携帯電話端末から衛星通信を利用することが可能となり、離島、海上、山間部等の通信インフラ整備が困難な地域（地上の携帯電話の通信エリア外）に対しても効率的に通信サービスを提供するほか、自然災害時等の非常時における通信手段となることが期待されることから、速やかに関係省令等の整備が行われることを希望します。</p>	本案への賛同意見として承ります。	無
1-2		無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める告示	帯域外領域の離調周波数については、送信周波数帯域と測定帯域の中心周波数の差ではなく、送信周波数帯域と測定帯域の端の差とすることが適切と考えます。	御意見を踏まえ、離調周波数の記載を修正いたします。	有
1-3		無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令	<p>衛星ダイレクト通信を行う携帯移動地球局については、IMT周波数を利用して衛星通信を行うなど、既存の携帯移動地球局と性質を異にすることから、電波法施行規則第五十一条の十の二の三の同等特定無線局区分も別にすることが望ましいと考えます。</p> <p>また、衛星ダイレクト通信端末の受信装置はLTE端末と技術的に同一であるため、無線設備規則の第二十四条第三十五項についても「第四十九条の二十三の七に規定する（略）第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。」のようにLTE端末と同様に規定することが望ましいと考えます。</p>	御意見を踏まえ、同等特定無線局区分を別とし、受信装置の特性に関する規定について携帯無線通信を行う無線局に関する規定と同一となるよう修正いたします。	有

2-1	株式会社 NTTドコモ	全般	スマートフォン等の既存の携帯電話端末を用いて衛星と直接通信を行う「衛星ダイレクト通信」は、平時における通信エリアの拡張や災害時の安定的な通信への貢献が期待されており、この国内導入を進めるための制度整備の実施に賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
2-2		電波法施行規則の一部改正案	<p>本年8月に取りまとめられた「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 報告書」において、衛星ダイレクト通信に係る電波利用料の料額算定の考え方として、「携帯電話用の電波を使用する衛星ダイレクト通信については、その技術基準が携帯電話の技術基準を引用するものであることから、一般的な新システムの導入に伴う電波監視等の電波利用共益費用の増加分と比較して衛星ダイレクト通信の導入に伴う当該増加分は大きくならないことを考慮した算定とすることが適当である。」と示されています。</p> <p>衛星ダイレクト通信に係る電波利用料については、従前からの地上利用時の広域使用電波の利用料、および携帯電話端末・小電力レピータに掛かる電波利用料と変わらないものと理解し、本改正案に賛同いたします。</p> <p>また、既に運用している陸上移動中継局は、無線装置の実際の運用において、通信の相手方として、従来からの地上の基地局装置に加え、新たに衛星局に搭載された基地局装置が加わりますが、基地局と移動局の間で中継する機能面については変わるものではありません。この点を踏まえ、衛星利用に相当する電波利用料は、陸上利用分に包含されることとするような算定となることを希望します。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、既に運用している陸上移動中継局に関する電波利用料の算定に係る御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
2-3		特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正案 附則	意見募集対象うち、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正案および附則に基づく、陸上利用の無線設備に関し、既に技術基準適合証明を受けた無線設備や新規に適合証明を受ける無線設備については、衛星利用の無線設備としても適合証明を受けたものとする内容を可能とする内容であり、改正内容について賛同します。	本案への賛同意見として承ります。	無
2-4		平成23年総務省告示第278号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案	衛星ダイレクト通信の導入に伴う無線局検査の扱いに関し、陸上利用と衛星利用を同時に行う無線設備は、技術基準が同一の内容である一方、落成検査、変更検査、定期検査等については、例えば陸上移動中継局としての検査を行い、更に、地球局としても同様の検査が二重で必要になるものと理解しております。これは、同一の無線装置に対して、陸上利用、衛星利用の2つの免許が必要となることによるものと認識しておりますが、陸上利用向け、衛星利用向けのいずれか片方の無線局検査を実施すれば、もう片方の検査を省略できるよう、制度面で考慮していただくことを希望します。	御意見を踏まえ、地球局が設備規則第四十九条の六に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供する陸上移動中継局と同一の無線設備を用いて衛星ダイレクト通信を行う場合には、当該地球局に関する定期検査を不要とするよう修正いたします。	有

3-1	ソフトバンク株式会社	全般	<p>本改正案は、情報通信審議会情報通信技術分科会から一部答申された「衛星コンステレーションによる携帯電話向け2GHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」(令和6年10月)に沿った内容となっているため賛同します。</p> <p>スマートフォン等の既存の携帯電話端末を用いて衛星と直接通信を行う、いわゆる「衛星ダイレクト通信」は技術的革新が著しい分野であり、世界的にも注目度の高い技術であることから、国際動向を見据えながら、適切に関連する制度の整備がなされることが望ましいと考えます。</p>	本案への賛同意見として承ります。	無
3-2		別紙 2 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令 十九頁 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正 第二条第一項第十号、第十号の二及び第十一号の十九	<p>本改正案に賛同します。本改正により、将来導入される移動局、レピータ及び小電力レピータ（以下、「端末等」といいます。）について、LTE-Advanced方式の移動通信システムと衛星通信システムのバンドでそれぞれ認証等を取得することが不要となり、運用上の負荷が軽減されるものと考えます。</p>	本案への賛同意見として承ります。	無
3-3		別紙 2 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令 二十三頁～二十四頁 附則第3項	<p>本経過措置により、既存端末等が2GHz帯非静止衛星通信システムを利用する際に新たな認証等を取得することが不要となり、運用上の負荷が軽減されるため改正案に賛同します。</p> <p>一方、本経過措置は占有周波数帯幅5MHzで認証を取得している無線設備に限定されていますが、レピータ及び小電力レピータは携帯電話事業者が実際に基地局で運用する占有周波数帯幅に応じて、15MHz、20MHz幅といった広帯域でのみ認証を取得しているケースがあります。そのような無線設備は改正後の規定に基づき技術基準適合証明又は工事設計認証（以下、「技術基準適合証明等」といいます。）の再取得が必要となります。2GHz帯レピータ及び小電力レピータは第3世代移動通信システムから用いられているものも含め全国に広く展開されていることに鑑みると、それら無線設備に対して再認証後に技適マークの貼り替えを行うことは非現実的であるため、同一認証番号での認証として取り扱われることを要望します。</p>	<p>本案への賛同意見として承ります。</p> <p>また、技術基準適合証明等の再取得時の同一認証番号の取得に関する御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

3-4		別紙2 無線局（基幹放送局を除く。）の 開設の根本的基準等の一部を改 正する省令 二十三頁～二十四 頁 附則第3項	<p>本省令施行の際、現に技術基準適合証明等に係る審査が行われて いる無線設備については、本省令施行後に認証を取得した場合でも 改めて改正後の規定に基づき認証を取得しない限り、技術的には問 題がないにもかかわらず、形式的に電波法違反となってしまう恐れ があると考えます。よって、このような審査中の無線設備もみなし 措置の対象となるよう経過措置で手当てされることを要望します。</p> <p>また、技術基準適合証明等に係る審査には一定の期間を要し、省 令の施行期日は事前に明確でない場合があることに鑑みると、今後、 同様に特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正が行 われる際には、制度移行期における法的安定性と予見可能性を確保 し、関係者全体の利益を保護するため、同様の経過措置を含めるこ とを要望します。</p>	御意見を踏まえ、改正省令施行の際 に、技術基準適合証明等の審査が行わ れている設備規則第四十九条の六の 九第二項において条件が定められて いる陸上移動局の無線設備等につい ても経過措置が適用されるよう修正 いたします。	有
4	個人	—	<p>電波法施行規則別表第二号の二の二に包括免許に係る特定無線局 の情報提供項目がありますが、今回の規定する地球局はどこに該当 するのでしょうか。</p> <p>また、今回の規定する地球局には、電波法施行規則第三十八条8 項の届出書の写しは不要でしょうか。</p>	御意見を踏まえ、電波法施行規則別 表第二号の二の二及び第三十八条の 注八において衛星ダイレクト通信を 行う地球局の位置づけが明確になる よう修正いたします。	有
5	個人	—	<p>今役所がこのテーマにギャアギャア言い始める理由がわからない 悪いことやろうとしてるような空気を感じる 物価と減税と賃上げにもっと必死になったら？ 税金使ってまでやることなの？</p>	本案は、衛星コンステレーションに よる携帯電話向け2GHz帯非静止衛星 通信システムの導入に向けた制度整 備を行うものです。	無